

関連法規等

- ◆日本国憲法
- ◆教育基本法
- ◆学校教育法
- ◆学習指導要領
- ◆東京都教育委員会教育目標及び基本方針
- ◆立川市教育委員会教育目標及び学校教育の指針

学校教育目標

人権尊重の精神を基調とし、自主性と創造性に満ちた人間性豊かな児童の育成を目指して、次の目標を定める。

- 健康で明るい子
- ◎進んで学習する子（重点目標）
- 心豊かで思いやりのある子

保護者の願い

- ☆基礎的な学力の定着
- ☆安心・安全な学校生活
- ☆自ら進んで学ぶ姿勢
- ☆思いやりとやさしさのある人間関係の構築

各教科の重点

- ◎基礎的・基本的な知識・技能の習得と活用を図り、個に応じた指導方法を工夫します。
- *「二小ベーシック」を基に、学習環境を整えます。
- *言語に関する能力に必要な環境を整えます。
- *話す・聞く力を高めるために、互いの考えを伝え合う対話型の授業を設定していきます。
- *児童の知識や感性を豊かにする読書活動を推進します。
- *様々な教育機器や学習資料を活用し、問題解決的な学習を充実させます。
- *地域や保護者の教育力を活用し学習活動の活性化を図ります。
- *児童の学習意欲を高める評価方法の改善を図ります。

重点目標を達成するために目指す児童像
自分の考えをもち、深め、表現する児童

二小が目指す「学力」

主体的・対話的で深い学び

【基礎的・基本的な知識・技能】

話す・聞く・読む・書く・計算する
○何を理解しているか ○何ができるか

【思考力・判断力・表現力等】

○理解していること・できることをどう使うか

【学びに向かう力・人間性等】

○どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか

道徳教育の重点

- *「特別の教科 道徳」の指導を通し、自分ならどうするかを主体的に考え議論していきます。
- *生命を尊重し、自他を思いやる心を育てるための体験的な活動を取り入れます。
- *いじめのない豊かな人間関係の構築に努めます。
- *日常生活に目を向け、発達段階に応じルールやマナーを守る児童の育成を図ります。

特別活動の重点

- *よりよい生活や集団活動の実現を目指し、児童の自発的、自治的活動の充実を図ります。
- *集会での集団遊びやたてわり班活動、二小まつりなどの充実を図り、児童の社会性や協調性を育みます。
- *生きる力の基盤となる食育の推進を図るために、食育全体計画を作成し、指導します。
- *幼保・小・中との連携活動を推進します。

総合的な学習の時間の重点

- *地域の教育資源を活用し、創意工夫を生かした学習活動を展開します。
- *教科等の枠を超えた学習課題を設定し、探究的な学習（「課題設定」「情報収集」「整理・分析」「まとめ・表現」）を通じて、課題解決力の育成を図ります。
- *立川市民科の内容充実を図ります。

授業改善を推進するための視点 ～「二小スタンダード」をもとに～

- ◇授業内容や指導方法の日常的な研究や改善を行い、児童にとって「分かりやすい授業」を展開します。
- ◇授業でのねらいを明確にし、学びを振り返る場を設定します。
- ◇児童が自分の考えを伝え合い、学び合う機会を意図的に設定し、言語活動の充実を図ります。あらゆる学習活動に対話型授業形態を取り入れ、「話す力」「聞く力」を高めていきます。
- ◇東京ベーシックドリル等を活用し、基礎的・基本的な内容の反復学習に取り組みます。「算数パワーアップタイム」「放課後チャレンジ教室」を設け、基礎・基本の定着を図ります。
- ◇毎週火曜日の朝に「音読タイム」「対話タイム」「読書タイム」を設けることで、日常的に言葉や文章に親しみます。
- ◇家庭と連携しながら家庭学習の日常化を図り、学習習慣を身に付けさせるとともに、学習内容の定着を図ります。
- ◇特別支援教育の視点から、個に応じた学習支援を行います。また、学習支援ボランティア等の外部人材を効果的に活用し、個別支援の充実を図ります。

人権教育の重点

- *日常生活において「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」人権感覚が身に付くことを目指します。
- *全教育活動を通して、児童一人一人の資質や能力を十分伸ばさせるよう努めます。